

最高裁秘書第2630号

令和7年8月7日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年7月31日に答申（令和7年度（最情）答申第26号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第53号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年2月5日（令和6年度（最情）諮問第53号）

答申日：令和7年7月31日（令和7年度（最情）答申第26号）

件名：最高裁判所が特定の法律事務所との間で特定の裁判官の弁護士職務経験の開始及び終了に関して授受した文書の一部不開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総局が特定法律事務所との間で、特定期の特定裁判官（特定年月日に弁護士職務経験を開始し、特定年月日に特定地裁判事補となった）の弁護士職務経験の開始及び終了に関して授受した文書」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年12月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所によって開示された司法行政文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われるから、これらの点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ、本件対象文書以外には存在しなかった。

2 これに対し、苦情申出人は、本件対象文書以外にも本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨を主張する。

しかしながら、最高裁判所においては、本件開示申出文書について、本件対象文書以外の司法行政文書を作成又は取得する定めはなく、事務処理上作成又は取得する必要もないことから、本件開示申出文書について、本件対象文書以外の司法行政文書は作成又は取得していない。念のため、本件開示申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書について、本件対象文書以外の司法行政文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年6月20日 審議
- ④ 同年7月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、探索の結果、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書は存在しなかったこと、本件対象文書の他に本件開示申出文書に該当する司法行政文書の作成又は取得を要する定めはなく、事務処理上も必要がないことを説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果に照らしても、本件対象文書以外には本件開示申出文書に該当する文書は存在しないものと認められ、上記説明に特段不合理な点は見当たらない。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書以外にも、本件開示申出文書に該当する司法行政文書が存在すると思われる旨主張するものの、何を根拠にいかなる文書が存在するとするものか明らかではなく、上記認定を左右するには至らない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外に

本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕

別紙

- 1 判事補の弁護士職務経験に関する取決め書
- 2 判事補の弁護士職務経験に関する取決めの変更について
- 3 判事補の弁護士職務経験に関する取決め書（変更）